



県内建設業の働き方改革

～担い手確保・育成に係る県の取組み～



埼玉県 県土整備部 建設管理課

目次



県内建設業の働き方改革について

- (1) 法令の改正・・・働き方改革関連法、新担い手三法
- (2) 施工時期の平準化・・・平準化の推移
- (3) 休日の確保・・・土曜一斉休工、週休2日制モデル工事
- (4) 技能者の処遇改善・・・建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事
- (5) 生産性の向上・・・ICT施工、工事書類等の標準化・簡素化等
工事情報共有システム(ASP方式)の導入等
- (6) 担い手の確保・育成・・・地域連携ネットワーク



2. 県内建設業の働き方改革について (1)法令の改正

◆働き方改革関連法(労基法など)

○罰則付き時間外労働の上限規制

- ・36協定を結んでも超えることができない上限
(年720時間以内、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内)
- ・建設業への適用は施行から猶予期間を経た5年後(令和6年4月～)

○年休5日以上取得

- ・使用者が労働者に取得させる義務(年10日以上の有給休暇権利従業員)

◆新担い手三法(建設業法、入契法、品確法)

○働き方改革の推進(適正な工期設定、施工時期の平準化)

発注者の責務

○働き方改革の推進(適正な請負代金・工期での下請契約締結)

受注者の責務

○生産性向上への取組(ICT活用等による生産性向上)

受発注者の責務

○生産性向上への取組(技術者に関する規制の合理化:元請の監理技術者の兼任等)

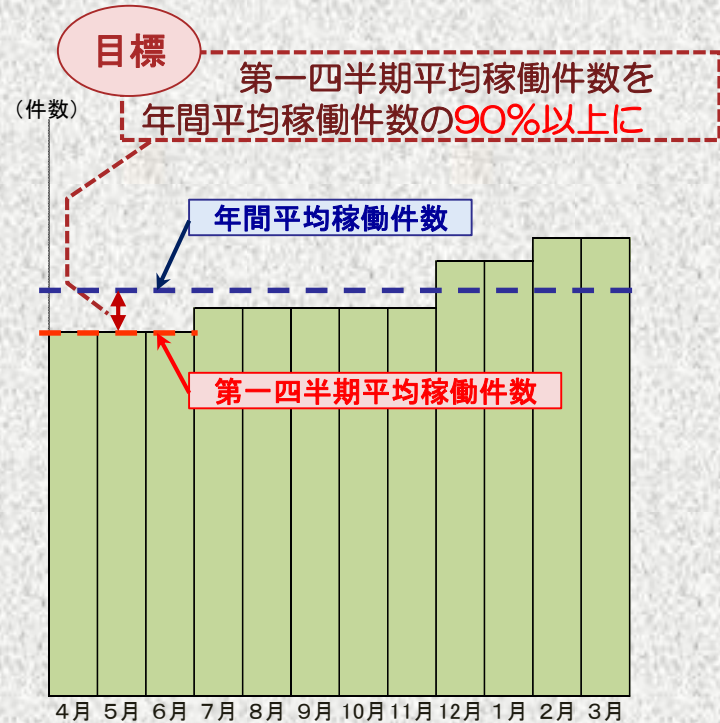
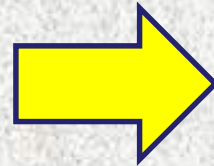
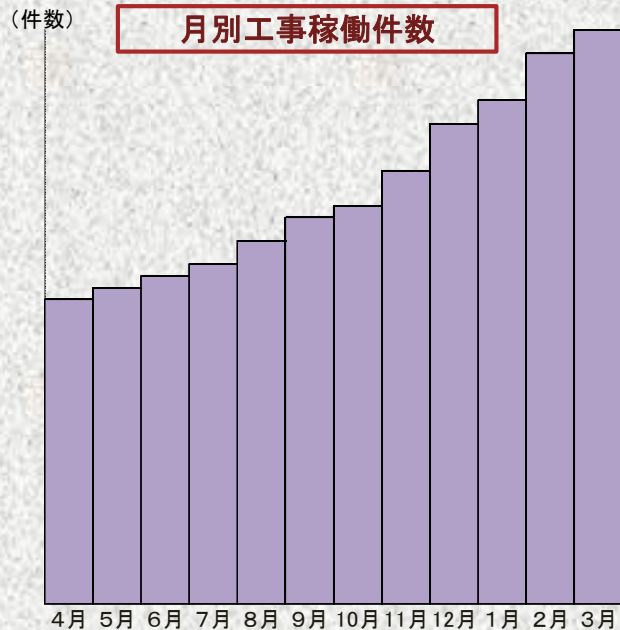
○災害への緊急対応(入札・契約方法、災害協定の締結、連携義務)

受発注者の責務



2. 県内建設業の働き方改革について (2) 施工時期の平準化

◆ 平準化の効果

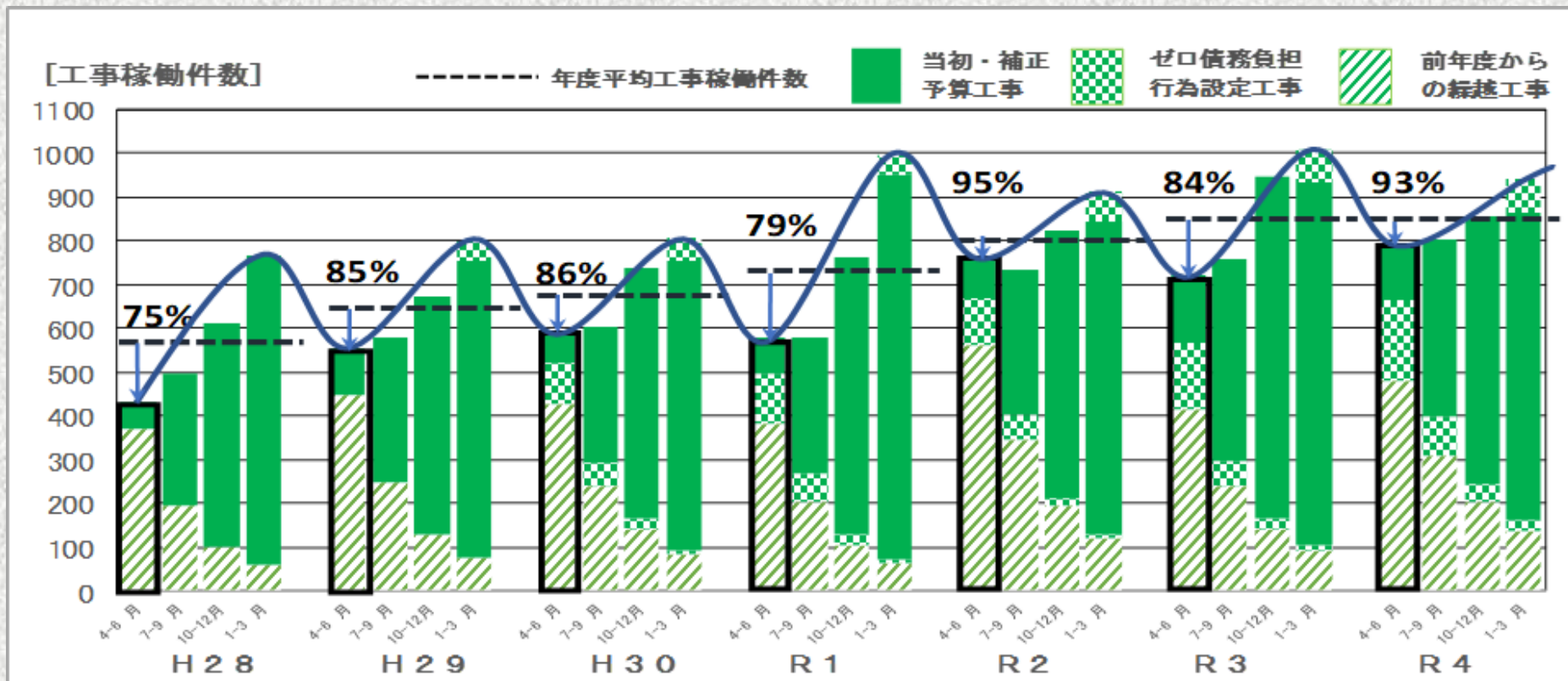


受注者側 → 人材、資機材の効率的な活用、雇用の安定化
発注者側 → 発注工事の品質確保、中長期的な公共事業の担い手確保



2. 県内建設業の働き方改革について (2) 施工時期の平準化

◆ 平準化率の推移 (H28～R4)





2. 県内建設業の働き方改革について (3) 休日の確保

◆ 県内公共工事の土曜一斉休工【H29～】

- ・目的: 建設業界の「**休日確保**」に関する**意識の醸成**を図る。
- ・体制: **埼玉県i-Construction推進連絡会**で合意した上で実施する。
 ※ 関東地方整備局、埼玉県、さいたま市、(一社)埼玉県建設業協会で構成
- ・回数: H29: 2回、H30: 5回、R1: 5回、R2: 6回、R3: 7回、R4: 7回、R5: 7回
- ・結果: **平均実施率(県全体) 79.0%(R5)**

	工事件数	週休二日達成	達成率
直轄	107 (R4: 131)	100 (R4: 104)	93.5% (R4: 79.4%)
埼玉県	417 (R4: 502)	366 (R4: 436)	87.8% (R4: 86.9%)
さいたま市	545 (R4: 824)	378 (R4: 572)	69.4% (R4: 69.4%)
県全体	1,069 (R4:1,457)	844 (R4:1,112)	79.0% (R4: 76.3%)

埼玉県内の公共工事を一斉に休みます!

～県内統一の“土曜一斉休工”～

建設業界の週休2日に対する意識向上や働き方改革推進の一つとして、関係団体連携して県内の公共工事を一斉休工する取り組みを行います。

実施日 ※9月～11月までの下記土曜日を土曜一斉休工日とします。

令和5年
 9月16日(土)、10月7日(土)、10月14日(土)、
 10月21日(土)、11月4日(土)、11月11日(土)、
 11月18日(土)

建設業は、地域の守り手として社会を支える重要な産業です。希望と努力のある建設業の実現目指して、埼玉県内の公共工事を一斉に休工する試行を行います。(緊急工事などは除きます)

埼玉県i-Construction推進連絡会(幹事会)
 ○国土交通省関東地方整備局
 ○利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、二瀬ダム管理所、荒川調整池工事事務所、大宮監理事務所、北百部園事務所
 ○埼玉県
 ○さいたま市
 ○(一社)埼玉県建設業協会



2. 県内建設業の働き方改革について (3) 休日の確保

◆ 週休2日制モデル工事【R1～】

- ・目的： 建設業における将来の担い手確保・育成に資する「週休2日」の定着を図る。
- ・実施： 4週8休以上の現場閉所（現場代理人や監理技術者等の休日は、現場閉所に連動）
- ・経費補正

経費	発注者指定	受注者希望		
	4週8休以上	4週8休以上	4週7休以上	4週6休以上
労務費	1.05	1.05	1.03	1.01
機械経費	1.04	1.04	1.03	1.01
共通仮設費	1.04	1.04	1.03	1.02
現場管理費	1.06	1.06	1.04	1.03

・工事成績評定の加点【R3.2～】

	発注者指定	受注者希望
4週8休以上	2点	2点
4週7休以上	—	1点
4週6休以上	—	0.5点

※ 加点は評価項目「創意工夫」で行うため、工事成績評定の加点は得点割合0.4を乗じた点数となる。

市場単価方式による積算について、週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数を設定(R3.4～)

・発注件数(イメージ)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発注者指定	10件(10件)	30件(36件)	100件(251件)	300件(576件)	700件	1,000件
受注者希望	20件(33件)	120件(121件)	300件(507件)	700件(462件)	300件	—

試行要領の変更点（R6. 4. 1～）



◆ 週休2日の定義（第2条関係）

【現要領】

（週休2日の定義）

契約工期のうち、対象期間における**4週8休以上の現場閉所率**を達成する方式。

※「**発注者指定型**」および「**受注者希望型**」により発注

【新要領】



○ 週休2日制モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式。

○ 週休2日制モデル工事（交替制）

対象期間において、**技術者及び技能労働者が交替しながら**4週8休以上の休日確保に取り組む方式。

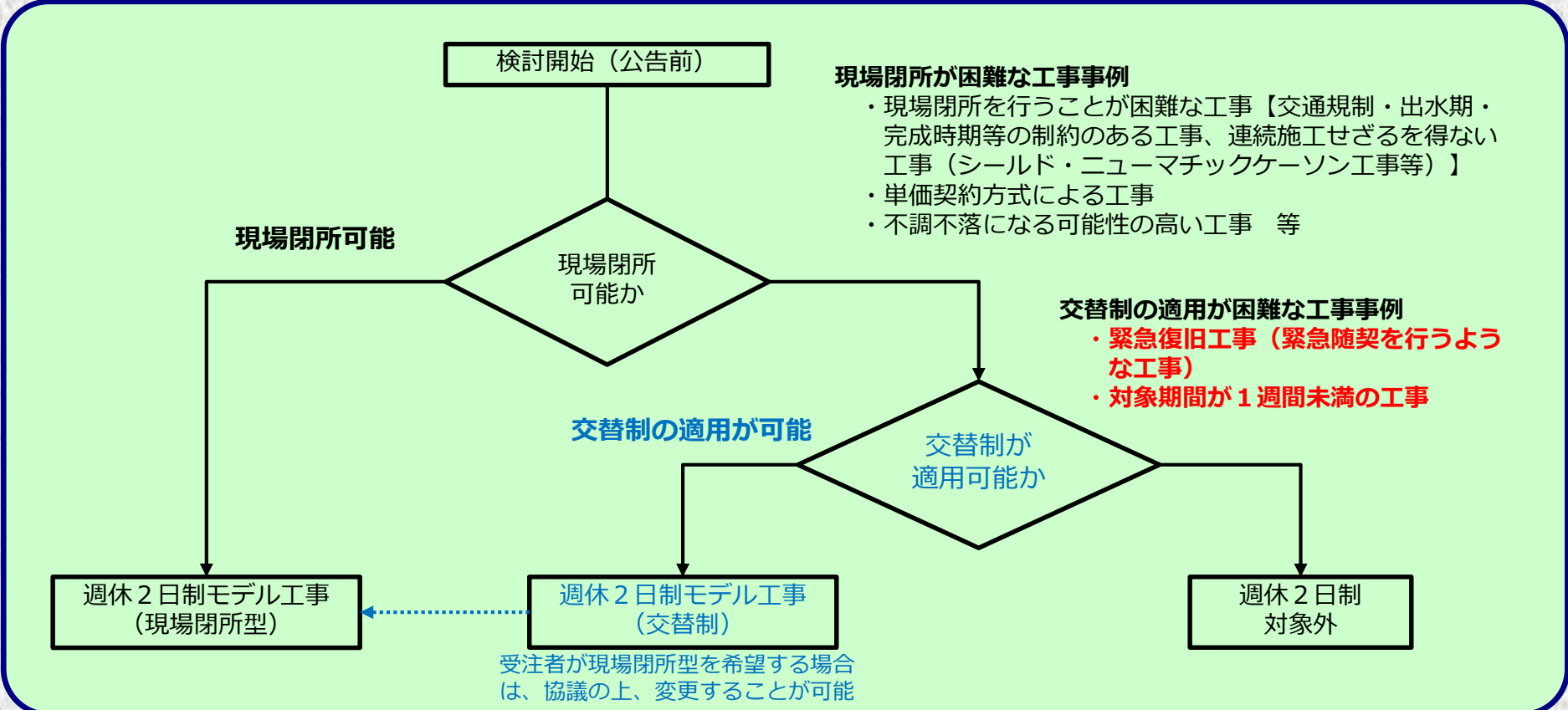
※「**現場閉所型**」を**原則**とするが、現場閉所が困難な工事は「**交替制**」とすることができる

※「**発注者指定型**」のみにより発注（定義は廃止）



2. 試行要領の変更点 (R6. 4. 1~)

◆ 週休2日制モデル工事の概要





2. 県内建設業の働き方改革について (4)技能者の処遇改善

◆建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事【R4. 1～】

○建設キャリアアップシステムの活用を条件とするモデル工事を導入

<実施方法>

- ・発注者指定型及び受注者宣言型

<実施内容>

- ・受注者は
 - ①事業者登録
 - ②現場・契約情報登録
 - ③技能者登録
 - ④就業履歴情報登録の4項目について実施

<インセンティブ>

- ・カードリーダー等購入費用や現場でのカードタッチ費用を実績に応じて、受注者の費用負担を軽減する
- ・実施内容の基準を達成した場合に、「創意工夫」の項目において工事成績評定の加点を行う



試行要領の変更点（R5.12.25～）



◆対象工事の拡大（第3条関係）

【現要領】

（対象工事）

埼玉県県土整備部が発注する工事のうち、**実工期（休日を除く）が30日以上**の工事を**対象**とする。



【新要領】

埼玉県県土整備部が発注する**全工事を対象**とする。

◆発注者指定型による発注の促進（第4条関係）

【令和5年度発注目標】

発注者指定型で100件以上



【令和6年度発注目標】

発注者指定型で**300件**以上

試行要領の変更点（R5.12.25～）



◆実施内容の変更（第5条関係）

【現要領】

実施項目	基準
①事業者登録	元請事業者及び、③技能者登録の対象者が所属する下請事業者の登録が完了していること。
②現場・契約情報登録	当該モデル工事の現場情報・契約情報・工事情報の登録を行ったこと。
③技能者登録	1名以上の技能者の登録が完了していること。
④就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、③技能者登録の対象者の就業履歴情報の登録（カードタッチ）を30日以上行ったこと。

【新要領】



実施項目	基準
①技能者 情報 登録	登録技能者率（CCUS登録技能者の総数／技能者の総数）60%以上
②就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、③技能者登録の対象者の就業履歴情報の登録（カードタッチ）を 全工事期間 行ったこと。

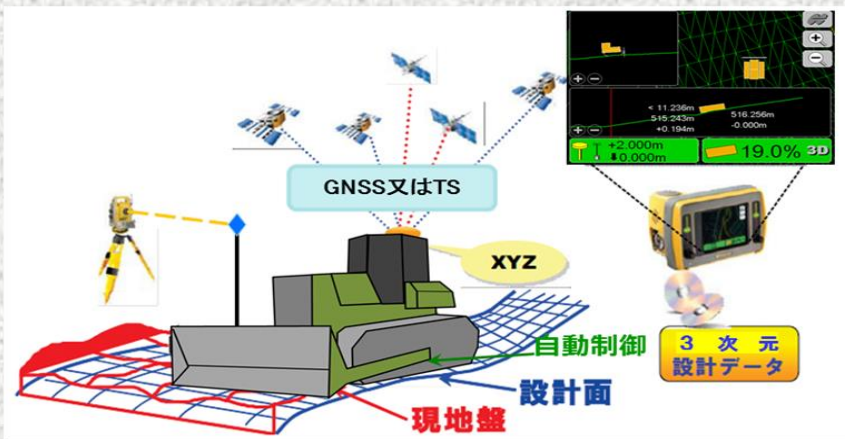


2. 県内建設業の働き方改革について (5)生産性の向上

◆ICT施工(測量から施工の流れ)



- ・ 重機の日当たり施工量最大1.5倍
- ・ 作業員 約1/3





2. 県内建設業の働き方改革について (5)生産性の向上

◆ICT施工(工種拡大)

「埼玉県県土整備部ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」(R6.2) ⇒ 対象を16工種に拡大

	対象工種	適用種別・条件	県独自要領
1	土工(1000㎡以上)	河川土工*、砂防土工*、道路土工(*河床等掘削を含む)	有
2	土工(1000㎡未満)	河川土工、道路土工、その他(側溝工、暗渠工)	今回追加
3	小規模土工	河川土工、道路土工(施工土量100㎡程度/箇所迄の掘削、積込及び運搬作業等)	今回追加
4	作業土工(床掘)	土工、舗装工の関連施工種として実施	有
5	付帯構造物設置工	土工の関連施工種として実施、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工、側溝工、管渠工、暗渠工、縁石工、基礎工等	有
6	舗装工	路盤工面積3000㎡以上	有
7	舗装修繕工	切削オーバーレイ工、路面切削工*(*面積1500㎡以上)	今回改定
8	地盤改良工	安定処理工(表層、路床)、固結工(中層混合処理、スラリー攪拌工)*(*対象は河川土工、道路土工)	有
9	河床等掘削	機械土工(河床等掘削)	No.1に含む
10	砂防土工	掘削(砂防)	No.1に含む
11	河川浚渫	浚渫船運転工(バックホウ浚渫船)	今回追加
12	法面工	植生工(種子散布、芝張、筋芝、植生シート、植生マット等)、吹付工(コンクリート吹付、モルタル吹付)、吹付法砕工	有
13	基礎工	矢板工、既成杭工、場所打杭工	今回追加
14	擁壁工	擁壁工	今回追加
15	構造物工(橋梁上部)	鋼橋上部、コンクリート橋上部	今回追加
16	構造物工(橋脚・橋台)	橋台工(橋台躯体工)、RC橋脚工(橋脚躯体工)	今回追加



2. 県内建設業の働き方改革について (5)生産性の向上

◆工事書類等の標準化・簡素化等

<工事書類の標準化>

- ・国と県の様式を統一させる「標準化」を実施。
- ※約9割で実施(県任意様式を含む)

<工事関係事務・工事書類の簡素化>

- ・重複する書類の削減(下請負人通知書)
- ・少額工事の書類の削減(250万円未満など)
- ・工事書類の提出不要化(マニフェストD票・E票写し)
- ・R6.4より「土木工事書類スリム化ガイド」を策定

<工事検査の実施方法>

- ・中間を省略できる工種拡大(土工事など)
- ・対象金額引上げ(完成土木1,000→2,000万円など)

<その他>

- ・工事記録の様式変更(協議事項の明確化)
- ・工事関係書類80様式の押印廃止

(監督要綱第16条関係)
様式1号

工 事 記 録

記載例3

平成〇〇年12月15日

工 事 名	橋りょう修繕工事 (〇〇橋下部工)
工事場所	主要地方道〇〇線/〇〇市〇〇地内
工 期	平成〇〇年11月 2日 ~ 平成〇〇年 3月31日
発 議 者	- 発注者 (〇〇県土整備事務所) ■ 受注者 (〇〇建設㈱)
発議事項	- 指示 ■ 協議 - 承諾 - 報告 - 提出 - その他 ()
<p>矢板の打ち込みについて</p> <p>矢板工において、設計図書の深度に達する前に矢板が打ち込み不能となり、対策工を別途の通り施工したく、協議します。</p>	
<p>・概算変更増減額記載の対象は、「軽微な設計変更に係る事務処理要領」により概算金額を算出したものとする。</p>	
<p>回答予定日 (平成〇〇年12月22日) 概算変更増減額 (〇〇 円)</p>	
回 答 者	■ 発注者 (〇〇県土整備事務所) - 受注者 (〇〇建設㈱)
処 理 ・ 回 答 事 項	<p>■ 指示 - 承諾 - 受理 ■ 協議 - その他 ()</p> <p>本協議のとおり施工を指示します。なお、本件については設計変更の対象とします。</p> <p>また、埼玉県建設工事標準請負契約款第24条に基づき概算金額について協議します。本指示内容や概算金額に異議がある場合は、別途協議してください。</p>
	<p>回答日 (平成〇〇年12月22日) 概算変更増減額 (2,400,000 円)</p>

※回答予定日は、工事の進捗や協議に対する検討期間を踏まえ、受注者間で協議して設定する。
 ※概算変更増減額は、原則として請負額ベースで記載する。
 ※概算変更増減額は、参考額であり契約変更額を拘束するものではない。

総括 監督員	担当 監督員	現場 代理人	主任(監理) 技術者



2. 県内建設業の働き方改革について (5)生産性の向上

◆工事情報共有システム(ASP方式)の導入

◆ASP (アプリケーション・サービス・プロバイダ方式) の導入による合理化を図る。

- ・インターネットを利用して、**受発注者間**で工事施工に関する**情報の共有**
- ・成果品も含め、**工事関係書類のペーパーレス化**や**提出・受領の省力化**

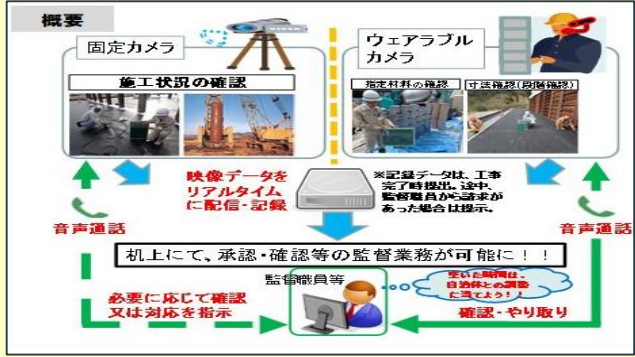
<工事情報共有システムイメージ>



<効果イメージ>

作業	作成	提出	決裁	修正を求められた場合
従来	ワープロ・表計算ソフト等での入力 	印刷 → 持参 → 提出 	紙資料に押印 	指図書項を確認→引取→ワープロ・表計算ソフト等で修正→印刷→持参→提出 引取ります 直しました
システム利用	システムでの入力 	→ [提出] をクリック 	システムで電子押印 	システムで指図書項を確認・修正→[提出] をクリック

<遠隔臨場機能の導入>



- ・令和3年度から6,000万円以上の工事で試行開始
- ・令和4年度から6,000万円以上の工事で本格導入
- ・令和5年度から3,000万円以上の工事に拡大
- ・令和6年度から原則全て工事に拡大



2. 県内建設業の働き方改革について (6)担い手の確保・育成

◆埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク

新入社員研修 (建設産業団体連合会)



フォローアップ研修 (建設産業団体連合会)



研修項目	人数(H28~30)
新入社員研修者	1,021人
フォローアップ研修者	1,395人
資格支援研修者	2,788人
資格試験合格者	1,416人
資格試験合格率	50.7%

現場見学会



セミナー



施工管理技士受験講習(造園業協会)



技能検定受験講習(室内装飾事業協同組合)





2. 県内建設業の働き方改革について (6)担い手の確保・育成

<埼玉県庁オープンデー(県民の日)>



埼玉県民の日
盛り上がってゴメンなさい。
11.14
10:00~16:00
県庁オープンデー
翔る埼玉 11.23
ROADSHOW
tondesaitama.com

